

SAITAMA出会い サポートセンター（恋たま）

平成30年10月にオープンした「SAITAMA出会いサポートセンター」は、現在、登録いただいている会員が9,492人を超え、すでに結婚に向けて139組のカップルが当センターを卒業されています（R3.9.30現在）。センターでは、会員を随時募集しています。

♡ SAITAMA出会いサポートセンターとは？

埼玉県、市町村、民間企業等が一体となって運営する結婚支援センターです。センターでは結婚を希望される人の出会いから交際、結婚までを相談員と結婚支援システムによりサポートします。

センターの設置場所は、坂戸市、さいたま市浦和区、本庄市の3か所です。不定期に出張登録・相談所も開所しています。

♡ サービスの特徴

- ・お手元のスマートフォンで会員のなかから希望条件でお相手を選び、お見合いの申し込みができます。
- ・AIが会員のなかから相性の良い相手を紹介します。
- ・センターの相談員が個別のお悩みに対応します。
- ・会員に婚活イベント・セミナー情報を配信します。

♡ 入会条件

- ・結婚を希望し、自ら婚活の意思がある20歳以上の独身男女
- ・埼玉県内に在住、在勤または近い将来埼玉県へ移住をお考えの人
- ・スマートフォンをお持ちの人

♡ 利用登録料

16,000円（税込み・2年間有効）

※毛呂山町在住者は割引料金が適用され、11,000円です。詳しくはホームページをご覧ください。



♡ 出張登録会を開催します！

- **日時** 11月26日（金） 午前10時～午後4時 ※正午から午後1時を除く。
 - **場所** 役場2階 204会議室
 - **定員** 10人
 - **申込み** 11月23日（火）までに「恋たま」ホームページ（<https://www.koitama.jp/>）で入会および来所の予約をお願いします。
- ※参加には事前予約が必要です。

♡ 問い合わせ

SAITAMA出会いサポートセンター事務局 ☎048-789-7721 🌐<https://koitama.jp/>

町の無料相談

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため変更・中止となる可能性があります。

相談種類		日にち	時間	相談場所	申込み・問合せ
法律相談	弁護士	11/9(火)、11/22(月) 12/14(火)、12/27(月)	13:30～16:00	役場会議室	役場総務課☎④313（要予約）
	行政書士	11/17(水)、12/15(水)	10:00～15:00	役場会議室	役場総務課☎④313
人権・行政相談		11/11(木)、12/9(木)	13:30～16:00	役場会議室	役場総務課☎④313
成人健康相談		11/2(火)	10:00～11:30	保健センター	保健センター☎294-5511
		12/8(水)	10:00～11:30	役場1階町民ホール	
電話健康相談		平日	9:00～17:00	保健センター☎294-5511	
育児ほっと相談室		11/30(火)、12/22(水)	10:00～11:00	児童館内子育て支援室	保健センター☎294-5511
もの忘れ相談会		毎月第3木曜日	10:00～12:00	中央公民館	地域包括支援センター ☎295-2112④127・128
子育て相談 なんでも話してみよう		11/12(金)、12/10(金)	10:00～11:00	役場相談室	子育て支援センター ☎294-4820（要予約）
		11/26(金)、12/24(金)		子育て支援センター	
教育相談		平日	10:00～16:30	教育センター☎295-2525（電話相談可）	
心配ごと相談		毎月第2・4水曜日	10:00～12:00	社会福祉協議会（ウィズもろやま内）☎295-3111	
消費生活相談		毎週月・火曜日	10:00～15:00	役場相談室	役場産業振興課☎④214
生活困窮者自立相談 ※生活保護受給者以外		平日	8:30～17:00	アスポート相談支援センター埼玉西部毛呂山出張所 （ウィズもろやま内）☎080-2274-1445	

歴史散歩

第329回

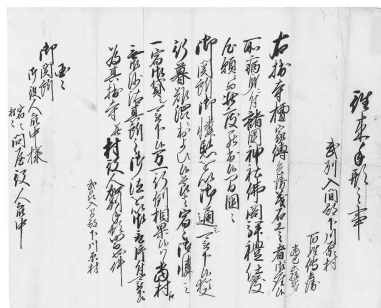
往来手形と病氣平癒への旅

医療技術が未発達であった近世以前の日本は、一度病氣にかかるとそのまま命を落とすことも珍しくありませんでした。特に疱瘡やコレラなど急速に広がる伝染病は脅威で、流行のたびに大量の死者を出してきました。そして、人々は神仏に祈りをささげることで病氣を治してもらおうと考えてきました。

下川原地区には、病氣を治すために諸国を巡拝した人の往来手形の写しが残っています。

往来手形とは、江戸時代に庶民が他国へ往來するときに携帯した身分証明書です。関所や交通の要所を通過する際に必要とされ、本人の名前や旅の目的のほか、道中での宿の協力などについて書かれていました。

下の写真は下川原村の伝兵衛が病身のために諸国の寺社を巡拝するときに発行された、往来手形の写し(役人が手形を発行したときに控えとして同じ文面を書いたもの)です。手形には関所の通行や宿の協力を求める文面に加え、もし行き倒れて亡くなったときには現地のやり方で供養してほしいと書かれています。



往来手形の事

武州入間郡下川原村

百姓 伝兵衛

六十二才

右の拙寺の檀家である伝兵衛は石太工の者でございます。病身のため諸国の神仏を拝し、たい心から願って、このたび国々を出て参りました。関所におかれましては、憐憫をもち、また歩いてるうちに日が暮れて困っていたら、おれを助けて一晩宿に泊めてくださいますよう、お願いいたします。万が一、行き倒れて死んでしまった場合は、当村へは知らせず、そちらのやり方で埋葬してください。

下川原村 伝兵衛の往来手形の写し

江戸時代には旅の途中に行き倒れ、現地で埋葬されることは珍しいことではなく、西戸地区にも巡拝中に毛呂山で亡くなった紀州(現在の和歌山県)の村人の供養塔が残っています。

伝兵衛は旅に出た3年後の文政7年(1824)に、寺社巡拝の道中に立ち寄った伊州山田郡(現在の三重県伊賀市)で高熱と腹痛に襲われ、そのまま命を落としました。そして、伝兵衛の遺体は往来手形に書かれた通り、現地の寺にて供養されることとなりました。

命の危険を冒してまで神仏に病氣平癒を祈るということは、現代ではなかなか考えられないことですが、どうしても病氣を治したいという強い思いと、神仏への畏怖があったことがうかがえます。

※今回紹介した往来手形の写しは、歴史民俗資料館で開催している後期企画展「病と毛呂山の人々」にて展示しています。